

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和8年4月1日作成

許認可等の種類	特定歴史公文書等の利用の請求に対する決定
条例等名	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市公文書等管理条例 ・函館市特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する規則
根拠条項	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第12条，第13条 ・規則第8条，第9条
条例等の定め (事務の内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は，利用請求に係る特定歴史公文書等の全部または一部を利用させるときは，その旨の決定をし，利用請求者に対し，その旨ならびに利用させる日時および場所を通知しなければならない。 ・市長は，利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは，その旨の決定をし，利用請求者に対し，その旨を通知しなければならない。
審査基準	<p>(特定歴史公文書等の利用請求およびその取扱い)</p> <p>第12条 市長は，その保存する特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には，次に掲げる場合を除き，これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって，当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合 <別紙></p> <p>ア 情報公開条例第7条第1号，第4号または第6号アもしくはオに掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ 情報公開条例第7条第3号に掲げる情報</p>

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等または個人から寄贈され，または寄託されたものであって，当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合または当該特定歴史公文書等を保存する市長において当該原本が現に使用されている場合

2 市長は，前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては，当該特定歴史公文書等が公文書として作成または取得されてからの時の経過を考慮するとともに，当該特定歴史公文書等に第8条第2項の規定による意見が付されている場合には，当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は，第1項第1号および第2号に掲げる場合であっても，同項第1号アからウまでに掲げる情報または同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，利用請求をした者に対し，当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第13条 市長は，前条第1項第1号イの規定にかかわらず，同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）

	<p>から，当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において，規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示または提出があったときは，本人の生命，健康，生活または財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き，当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても，利用させなければならない。</p>
標準処理期間	14日（延長した場合を除く）
申請先	函館市総務部文書法制課（電話 21-3649）
備考	

<別紙>

○函館市情報公開条例第7条（非公開とする理由）

第7条第1号（法令秘情報）

(1) 法令または他の条例の規定により，明らかに公にすることができないとされている情報

第7条第4号（公共の安全の確保に関する情報）

(4) 公にすることにより，人の生命，身体，財産または社会的な地位の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

第7条第6号（事務・事業に関する情報）ア・オ

(6) 実施機関または国，独立行政法人等，他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締りまたは試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし，もしくはその発見を困難にするおそれ

オ アからエまでに掲げるもののほか，事務または事業の性質上，当該事務または事業に関し，その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

第7条第2号（個人に関する情報）

(2) 個人の思想，宗教，身体的特徴，健康状態，家族構成，学歴，職歴，住所，所属団体，財産，所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され得るもののうち，通常他人に知られたくないと認められるものまたは特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げ

る情報を除く。

ア 法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、
または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすること
が必要であると認められる情報

ウ 公務員等（次に掲げる者をいう。）の職務の遂行に係る情報（当
該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公に
することにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明ら
かに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他
当該公務員等を識別することができることとなる記述等（文書、
図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または
音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次
条第 2 項において同じ。）の部分を除く。）

(ア) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規
定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103
号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を
除く。）

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関
する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する
独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員

(ウ) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する
地方公務員

(エ) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第
118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下
同じ。）の役員および職員

第 7 条第 3 号（法人等に関する情報）

(3) 法人その他の団体（実施機関ならびに国、独立行政法人等、他の
地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」とい

う。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある危害から人の生命、身体および健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある支障から市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報